

令和2年分 確定申告 News

上原会計事務所

〒390-0852

松本市島立 1095 番地

デザインセンタービル 2F

☎ 0263-88-2514

新型コロナの感染拡大の影響を受け、昨年に続き「所得税の確定申告」期間が全国一律で延長されることとなりました。

緊急事態宣言と確定申告期間が重なることから、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避を図るものです。

税務署などの確定申告会場では、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直し、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や右記の時間指定の入場整理券の導入により3密回避を徹底しています。



① 確定申告期限、4月15日まで延長

国税庁は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて昨年と同様、2020（令和2）年分の所得税と贈与税の確定申告の期限を1カ月延長し、令和3年4月15日までにすると正式発表しました。

個人事業者の消費税の申告・納付期限も4月15日までに延長されます。

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

また、振替納税をご利用されている方の振替日についても下記のとおり延長されました。

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

② 確定申告会場へ入場される方へ

■ 入場には、「入場整理券」が必要です

令和2年分確定申告については、混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。

💡 入場整理券の配布方法

1. 確定申告会場当日配布

当日の配布状況は、国税庁ホームページから確認できます（2月16日掲載開始予定）

2. オンライン（LINE）で事前発行

友だち追加



国税庁 LINE 公式アカウントからオンラインで事前取得できます。

※アカウントを友だち追加する必要があります。

事前取得の詳細な方法は国税庁 HP 確定申告特集をご覧ください。

友だち追加はこちら

申告期限が近づいてまいります。個人事業主様、ご準備が大変となりますが、何卒よろしくお願ひいたします。

